

○旅館業法施行条例施行規則

平成15年12月26日

規則第67号

旅館業法施行条例施行規則をここに制定する。

旅館業法施行条例施行規則

旅館業法施行細則(昭和48年静岡県規則第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法施行条例(昭和48年静岡県条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水質基準)

第2条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

2 浴槽水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(貯湯槽内の消毒方法)

第3条 条例第4条第2項第6号イただし書に規定する規則で定める方法は、遊離残留塩素濃度が1リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法とする。

(一部改正〔平成28年規則25号〕)

(ろ過器の消毒方法)

第4条 条例第4条第2項第6号カに規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法
 - (2) 浴槽水に塩素系薬剤を投入することにより当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中10ミリグラム以上50ミリグラム以下とし、当該浴槽水を2時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法
 - (3) 浴槽水の温度を摂氏60度以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法
 - (4) 浴槽水の温度を摂氏65度以上に維持した状態で30分以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法
 - (5) 過酸化水素により処理する方法
 - (6) 二酸化塩素処理による方法
 - (7) 過炭酸ナトリウムにより処理する方法
- (一部改正〔平成19年規則5号・28年25号〕)

(配管等の設備の消毒方法)

第5条 条例第4条第2項第6号キに規定する規則で定める方法(1週間に1回以上実施する消毒に係るものに限る。)は、前条第2号から第4号までに掲げるいずれかの方法とする。

2 条例第4条第2項第6号キに規定する規則で定める方法(必要に応じて実施する消毒に係るものに限る。)は、前条第5号から第7号までに掲げるいずれかの方法とする。

(一部改正〔平成19年規則5号〕)

(浴槽水の消毒方法)

第6条 条例第4条第2項第6号クに規定する規則で定める方法は、塩素系薬剤を次項に定めるところにより投入する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法とする。

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.4ミリグラム以上に保つことにより行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則25号〕)

(気泡発生装置等を使用している場合の管理方法)

第7条 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を使用している場合にあつては、条例第4条第2項第6号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

- (1) ろ過器を使用している場合にあつては、当該ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。
- (2) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、ろ過器を設置していない浴槽の浴槽水又はけいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

(一部改正〔平成28年規則25号〕)

(衛生管理に係る計画書及び点検表)

第8条 旅館業を営む者は、営業を開始したときは、条例第4条第2項第6号チの規定に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書を遅滞なく知事に提出するものとする。

- (1) 旅館業を営む者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
- (2) 営業施設の名称及び所在地
- (3) 営業施設の使用状況
- (4) 営業施設の構造設備
- (5) 営業施設の管理計画
- (6) 条例第4条第2項第8号の規定により定められた浴室の責任者の氏名及び連絡先

2 旅館業を営む者は、前項の計画書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく知事に届け出るものとする。

3 旅館業を営む者は、条例第4条第2項第6号チの規定に基づき、次に掲げる事項を記載した点検表を作成するものとする。

- (1) 旅館業を営む者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)
- (2) 営業施設の名称及び所在地
- (3) 営業施設の構造設備
- (4) 営業施設の管理計画及び点検状況
- (5) 条例第4条第2項第8号の規定により定められた浴室の責任者の氏名

(緩和規定)

第9条 次の各号に掲げる施設については、当該施設の所在地を管轄する保健所の長が公衆衛生の維持に支障がないと認めたときは、条例第4条第2項に定める基準にかかわらず、当該各号に定める基準によることができる。

- (1) 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に掲げる施設

ア 旅館・ホテル営業の施設の客室にあつては、1客室の有効面積1.65平方メートルにつき1人とする。

イ 寝具類は、収容定員以上の数を備え、寝衣、敷布、布団カバー、まくらカバー等は、必要に応じて洗濯すること。

- (2) 前号の施設以外で修学旅行等の団体客を一時的に多数宿泊させるもの 旅館・ホテル営業の施設の客室にあつては、客室の有効面積1.65平方メートルにつき1人とする。

(一部改正〔平成30年規則38号〕)

(浴槽水の補給に関する管理方法)

第10条 条例第6条第3号エただし書に規定する浴槽水の補給に関する管理の方法は、次に定めるとおりとする。

(1) ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。

(2) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

(3) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法(当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上に保つ方法に限る。)又はこれと同等以上の消毒の効果があると知事が認める方法により消毒を行うこと。

(一部改正〔平成28年規則25号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者の当該許可に係る旅館業に係る改正後の旅館業法施行条例施行規則第8条第1項の規定による計画書の提出については、この規則の施行の日から起算して3月以内に行うものとする。

(知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部改正)

- 3 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成19年3月20日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第25号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月15日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第26号)
この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

検査項目	検査方法	基準値
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1ℓ中3mg以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1ℓ中10mg以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ml中10cfu未満であることをいう。)

別表第2(第2条関係)

検査項目	検査方法	基準値
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。

<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量） 又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量） にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法</p>	<p>有機物（全有機炭素（TOC）の量） ）にあつては1ℓ中8mg以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1ℓ中25mg以下であること。</p>
<p>大腸菌群</p>	<p>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法</p>	<p>1ml中1個以下であること。</p>
<p>レジオネラ属菌</p>	<p>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</p>	<p>検出されないこと(100ml中10cfu未満であることをいう。)</p>